騒音・振動特定建設作業に係る届出の手引き

目 次

１　特定建設作業に係る届出について 1
(1)　概要 1
(2)　特定建設作業とは 1
(3)　届出をする時期・届出先 1
(4)　届出方法 1
２　規制対象地域 2
３　特定建設作業一覧表 4
４　届出に必要な書類 6
５　手続きの流れ 6

令和５年８月

千歳市市民環境部環境課

1　特定建設作業に係る届出について

(1)　概要

千歳市内の規制対象地域内にて、くい打機を使用する作業など、騒音・振動を発生する一定の工事（特定建設作業）を実施する際は、騒音規制法、振動規制法に基づき、市長に届け出なければなりません。

行おうとする工事箇所が規制対象地域かどうかについては、規制地域図データシステム（２ページ）又は騒音・振動規制地域区域区分図（３ページ）を、工事作業が特定建設作業に該当するかどうかについては、特定建設作業一覧表（４ページ）を参照してください。

(2)　特定建設作業とは

建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業をいいます。

(3)　届出をする時期・届出先

規制対象地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする際は、当該特定建設作業の開始の日の７日前までに、届け出なければなりません。

(4)　届出方法

Ｅメール（10MB 以内）、郵送、来庁のいずれかの方法で届出をしてください。

郵送、来庁による際は、正副２部を提出してください。

届出様式への押印は不要です。

届出先
〒066-8686
千歳市東雲町 2 丁目 34 番地
市役所本庁舎 1 階
市民環境部環境課環境保全係
E-MAIL　kankyo@city.chitose.lg.jp
TEL　　代表 0123-24-3131／内線 468
　　直通 0123-24-0594
FAX　　0123-22-8851

2　規制対象地域

次ページに掲載する、騒音・振動規制地域区域区分図（平成 24 年千歳市告示第 81 号・第 85 号）のうち、色がついている地域は騒音規制法、振動規制法の規制対象地域です。

騒音・振動規制地域区域区分図は、北海道庁の騒音・振動・悪臭規制地域マップ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146090.html）でも確認することができます。

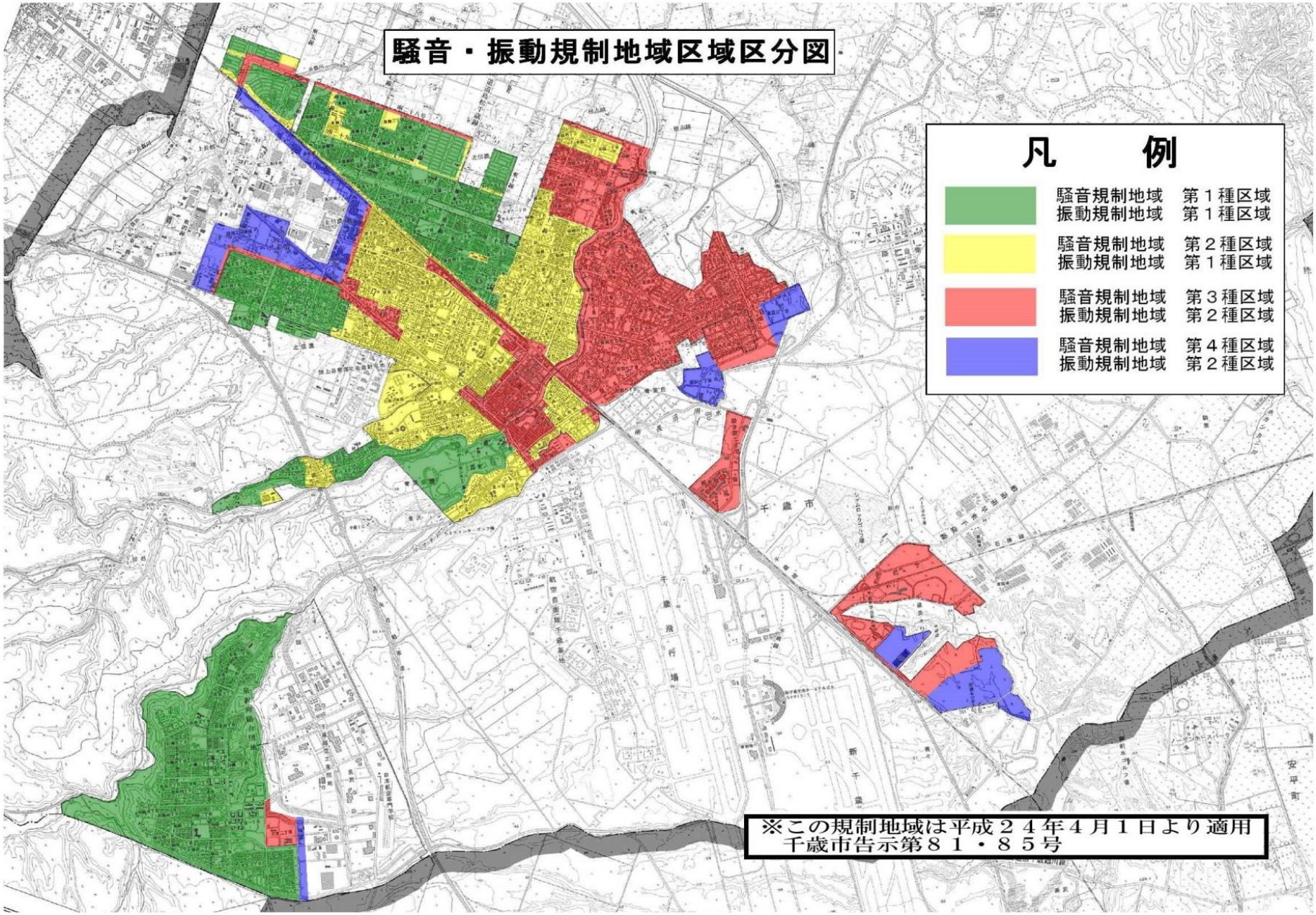
騒音・振動規制地域区域区分図
凡　例
騒音規制地域　第１種区域
振動規制地域　第１種区域
騒音規制地域　第２種区域
振動規制地域　第１種区域
騒音規制地域　第３種区域
振動規制地域　第２種区域
騒音規制地域　第４種区域
振動規制地域　第２種区域
※この規制地域は平成２４年４月１日より適用
千歳市告示第８１・８５号

3　特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類	作業の内容、適用除外等	規制法
くい打機、くい抜機又はくい打機くい抜機を使用する作業	無騒音無振動工法によるくい打作業であるセメントミルク工法、圧入工法（打・抜）、アースドリル、オールケーシング、場所打ぐい工法等。 もんけん（人力）。	法対象外
	アースオーガを併用し、打撃や振動を与える工法	振動規制法
	上記以外の作業。	騒音規制法 振動規制法
びょう打機を使用する作業		騒音規制法
さく岩機やブレーカーを使用する作業	作業地点が1日50m以上進む場合。	法対象外
	圧砕機（クラッシャー、ニブラなど）、コンクリートカッターを使用する作業。	法対象外
	手持式ブレーカーを用いる作業。	騒音規制法
	上記以外の作業。	騒音規制法 振動規制法
空気圧縮機を使用する作業	電動型の空気圧縮機を使用する作業。	法対象外
	さく岩機の動力として使用する作業。	法対象外
	上記以外であって、その原動機の出力が15KW以上のものを使用する作業。	騒音規制法
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを使用する作業。	法対象外
	上記以外であって、混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45㎥以上、アスファルトプラントは200kg以上のものを使用する作業。	騒音規制法
バックホウを使用する作業	低騒音型建設機械を使用する作業。	法対象外
	上記以外であって、原動機の出力が80KW以上のものを使用する作業。	騒音規制法
トラクターショベルを使用する作業	低騒音型建設機械を使用する作業。	法対象外
	上記以外であって、原動機の定格が70KW以上のものを使用する作業。	騒音規制法
ブルドーザーを使用する作業	低騒音型建設機械を使用する作業。	法対象外
	上記以外であって、原動機の出力が40KW以上のものを使用する作業。	騒音規制法

特定建設作業の種類	作業の内容、適用除外等	規制法
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		振動規制法
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が1日50m以上進む場合。	法対象外
	上記以外の作業。	振動規制法

※低騒音型建設機械指定状況につきましては、国土交通省のHP
（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html）を参照願います。

特定建設作業一覧表において、法対象外の作業については、届出は不要です。

作業が当日で終わる場合は、届出は不要です。

騒音規制法、振動規制法の規制対象地域から外れる地域での作業については、届出は不要です。

4　届出に必要な書類

(1)　特定建設作業実施届出書

(2)　周辺見取図（現場の敷地境界から 200m 以内の状況がわかるもの）

(3)　工程表（全工程の中で、特定建設作業に該当する作業日程を赤線で示してください）

(4)　夜間工事を行う場合、道路法に基づく「道路占用許可」及び道路交通法に基づく「道路使用許可」の写しを添付してください。なお、工事発注者が道路管理者等であり、道路法に基づく「道路占用許可」が不要である際は、道路交通法に基づく「道路使用許可」の写しのみ、届出に添付してください。
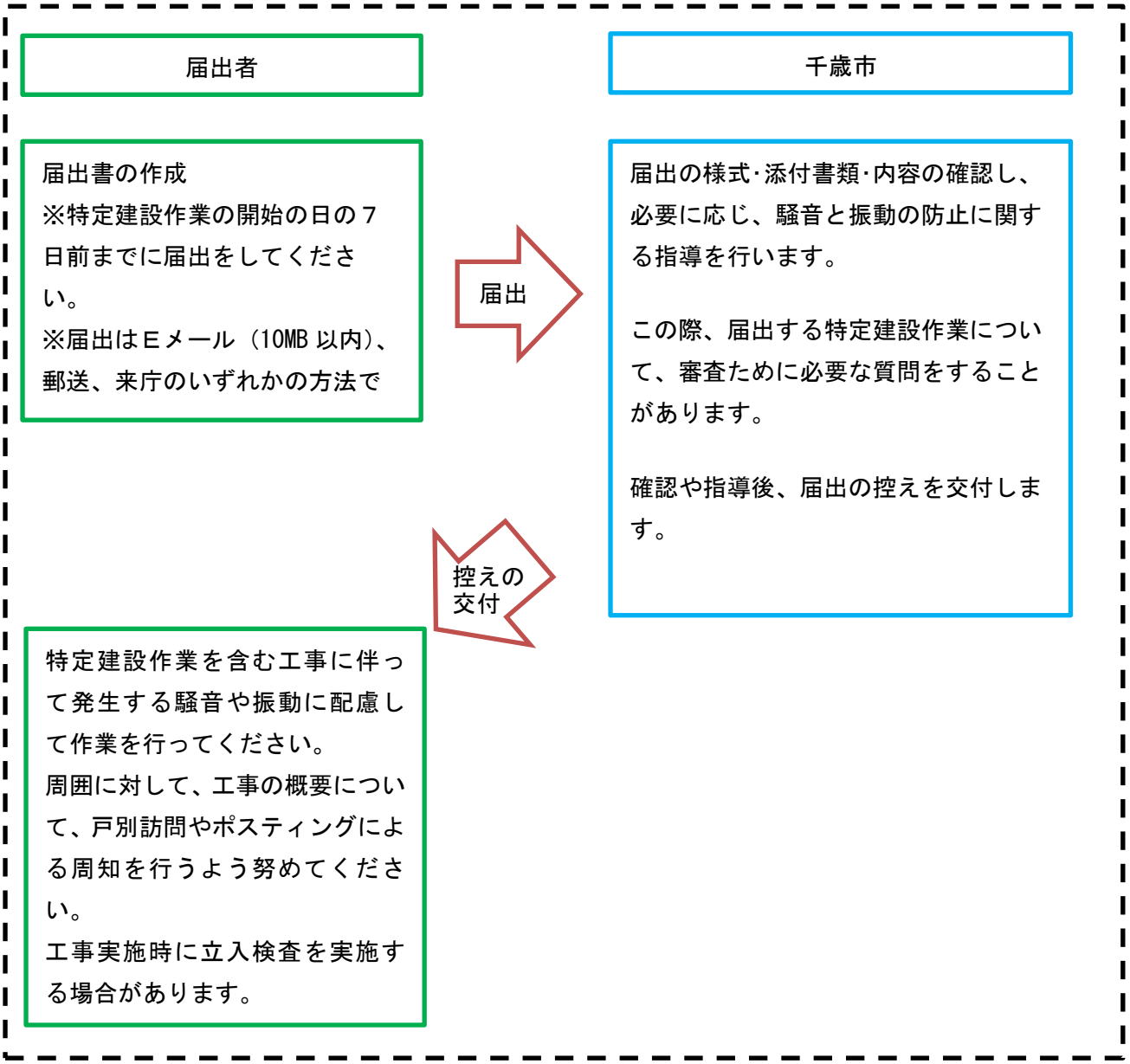
5　手続きの流れ